

令和5年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

会 議 録

令和5年10月25日（水）

（於 軽井沢プリンスホテルウエスト 国際会議場「浅間」）

関 東 地 方 知 事 会

令和5年度定例第二回（秋）関東地方知事会議

1 日 時 令和5年10月25日（水）13：20～15：05

2 会 場 軽井沢プリンスホテルウエスト 国際会議場「浅間」

3 出席者

会長	長野県知事	阿部 守一
	東京都副知事	中村 倫治
	茨城県知事	大井川 和彦
	栃木県知事	福田 富一
	群馬県副知事	津久井 治男
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県知事	川勝 平太

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 地方公務員法制研究部会 国への提案・要望について
- (3) 防災・農林部会 国への提案・要望について
- (4) 令和6年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について
- (5) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

それでは、ただ今から令和5年度定例第二回（秋）の関東地方知事会議を開会いたします。

報道機関の皆さまにおかれましては、写真撮影は会長の挨拶終了までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。また各都県知事さまにおかれましては、御発言に際しまして、マイクスイッチをオンにさせていただいてから御発言いただきたいと存じます。

それでは、開会にあたり、会長である長野県の阿部知事から御挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長

それでは、関東地方知事会議をスタートさせていただきたいと思います。まず、各知事の皆さま方には大変御多用の中、秋の信州にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また午前中は軽井沢風越学園を御視察いただきまして、長野県における新しい学びの在り方の一端に触れていただきましたことを重ねて感謝を申し上げたいと思います。

この度の関東地方知事会議、新たに大野知事、それから今日は御欠席ありますが、山本知事、先の選挙で再選されたということで、誠におめでとうございます。引き続き協力し合いながら地域の発展のために全力を尽くさせていただきたいと思っております。

さて、今日は軽井沢で、この会議を開かせていただきましたけれども、先ほどバスの中でも少し御紹介させていただきましたように、軽井沢は古くからのリゾート地であります。この4月にも、ちょうどこの場で、G7の外務大臣会合が開催されました。国内外から多くの皆さま方に観光あるいは避暑で訪れていただいている地域でありますし、また特に、地方創生という観点からは、この軽井沢を中心とした佐久広域は、かなり最近人口

減から下げ止まり、あるいは増加という基調になってきています。その大きな要因の一つは、先ほども申し上げましたが、自然環境豊かな所で子育てをしたい、そういう思いの方々が比較的増えていることだと思っておりますし、もう一方で、長野県は今「信州リゾートテレワーク」ということで、オンラインでも働くことができる環境づくりを進めていますけれども、コロナの影響もあって、企業の立地している地域を離れても一定程度、仕事ができる環境の方々が増えてきたということも、人口増の一つの要因ではないかと思っております。こうした動きを是非確実なものにできるように長野県としては取り組んでいきたいと思っております。

今日、皆さま方のお手元には信州産のそば茶と、それからもう一つ、ぶどうの「クイーンルージュ」を御用意させていただきました。この「クイーンルージュ」は、今、長野県で「ぶどう三姉妹」ということで売り出させていただいておりますし、シャインマスカットそれからナガノパープル、そしてこの「クイーンルージュ」ということで、皮ごと食べられる種なし「ぶどう三姉妹」ということで売り出し中のぶどうでございます。是非召し上がっていただければと思います。

今日は各都県から非常に多岐にわたるテーマ設定がありますが、是非、国に対して我々地域の声をしっかり伝えられるように、有意義な議論をしていきたいと思っておりますし、また、今日は地方公務員制度、それから防災・農林部会の検討についても御報告いただき協議するかたちになっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議事は、おおむね15時には終わらせていただくようにしたいと思っておりますので、議事進行に御協力いただきますようお願いを申し上げて、私から皆さま方への歓迎の挨拶といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○事務局

報道関係の皆さまに申し上げます。カメラ撮影は、ただ今をもちまして終了とさせていただきます。記者席へお戻りください。

それでは、これから先の進行は会長にお願いしたいと思っております。阿部知

事よろしくお願いいたします。

(3) 再任知事挨拶

○会長

はい。それでは私のほうで進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず議事に入る前に、前回の会議以降に再選されました知事を御紹介申し上げます。まず本年7月に群馬県知事選挙で山本知事が再選されました。また本年8月の埼玉県知事選挙で大野知事が再選されました。誠におめでとうございます。

大野知事、御出席いただいておりますので、是非、御挨拶をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○埼玉県知事

8月6日の埼玉県知事選挙で再選をいただきました。引き続き、阿部会長をはじめとした関東地方知事会の皆さまには御指導賜りますようお願いいたします。

○会長

どうも大変ありがとうございます。

(4) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 地方公務員法制研究部会 国への提案・要望について
- ・ 防災・農林部会 国への提案・要望について
- ・ 令和6年度関東地方知事会歳入歳出予算（案）について

○会長

それでは、協議事項に入らせていただきたいと思います。お手元の「次第」に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、「国の施策及び予算に関する提案・要望について」ということで協議をしていきたいと思います。資料1「提案・要望事項について」を1枚おめくりいただきまして、提案・要望事項の一覧を御覧ください。この一覧の11の項目ごとに、まずは提案いただいた都県に御説明をいただき、そのあと意見交換をしていきたいと思います。限られた時間でございますので、発言は端的にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番目でありますけれども、「地方分権改革の推進について」ということでございます。これは毎回、共同提案というかたちにさせていただいておりますので、私のほうから簡単に御説明をしたいと思います。

地方分権改革の推進については、これは各都道府県、共通の強い願いであります。まだまだ分権改革、道半ばというふうに思っておりますので、引き続き継続して国に対して分権の推進を強く求めていきたいと思っています。今回の提案事項は、国と地方の役割分担の適正化など8項目。それから、地方の安定的な財政運営に向けた支援など19項目。合わせて27項目について提案・要望を行おうというものでございます。分量が多いので、一つ一つは御説明するのは省略いたしますが、まず、この分権改革の推進について、御意見があればお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしいですか。

(異議なし)

○会長

特になければ原案どおりということにさせていただいて、このとおり国に提案をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、順次、各都県から御説明をお願いしたいと思います。

まず、東京都から2番目の「再生可能エネルギーの普及や水素の利活用の拡大について」御説明をお願いいたします。東京都の中村副知事から御説明をお願いいたします。

○東京都副知事

東京都からは、「再生可能エネルギーの普及や水素の利活用の拡大について」提案をさせていただきたいと考えております。

第1に「再生可能エネルギーの普及について」でございます。世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中で、一方で、ロシア・ウクライナ情勢というかたちでエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌していると考えてございます。その中で、あらゆる施策を総動員して再生可能エネルギーの普及を拡大していく必要があるというのは、これはもう世界的な課題だと考えております。そこで国に対して3点の要望をしたいと考えております。まず、エネルギー基本計画で掲げた目標を実現するため、国の取組を最大限加速化していくこと。次に、グリーン水素や大型蓄電池の活用を含め電力系統の運用改善や強化を図ること。また、蓄電システムの導入促進に向けた設置費用への補助を拡充すること。加えまして、再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度の充実などを図ること。こういったような3点でございます。

第2に「水素利活用の拡大について」ということでございまして、脱炭素社会の実現に向けて発電や産業などの幅広い分野で水素利用を拡大し、特に、グリーン水素の活用を本格化していく必要がございます。水素エネルギーの普及には、コストや規制、自治体間の連携などの課題があると認識してございまして、国に対して次の2点を要望したいと考えてございます。まず、大規模な水素需要創出。大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組や技術開発の支援を進めること。パイプラインを含めた水素供給ネットワークの構築に向けて国として先導的な役割を果たし、取組を支援すること。また、グリーン水素の普及に向けましては、財政支援や規制緩和、技術開発の推進。水電解装置の製造能力増強への支援などを行うこと。加えて、国産のグリーン水素の活用促進に向けて支援策を講じること。以上の事項を関係各省庁へ働き掛けることを提案させていただきたいと考えております。私からは以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の御提案につきまして御意見等があればお願いいたします。では福田知事お願いします。

○栃木県知事

東京都の要望に賛同いたします。本県の場合、温室効果ガス排出量のうち、電力使用に伴う排出量が全体の大半を占めます。ほかの県も同様かもしれませんが。そこで、石炭火力での電気の供給が増えていることから、電力の脱炭素化が不可欠だと。東電管内の電力のCO₂排出係数は上昇傾向にありまして、県内で省エネ対策などが普及、浸透したとしても、温室効果ガスの削減効果が相殺されてしまうと、こういう状況に今あります。さらに、一部の地域ですけれども、太陽光などの再エネ発電を止めるという、出力制御が行われたことがあると。出力制限をしないで余剰電力を蓄電池などにためたり、あるいは、ほかの地域で有効活用できるようにする電力システムの運用改善、強化、整備を図ることが必要だと考えております。

加えて、水素の利活用についてもお話がありましたが、栃木県におきましては、商用水素ステーションを2030年までに3基整備することを目標としておりますが、1基しかできておりません。内陸そして副生水素の発生源がなく、調達コストが高額になる。こういったことから水素需要が少ないなどの課題があるため、安定的な水素供給の確立あるいは水素需要の創出に向けた国の支援を期待していかなければならないと考えております。是非これらについて東京都の提案に賛同させていただきながら、地方での水素の活用あるいは石炭火力を減じていく。こういったことでカーボンニュートラルに近づけるように、地方の取組や努力が実るように要望をお願いしたいと思います。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。基本的には賛同ということでよろしいですか。

○栃木県知事

はい。

○会長

はい。ありがとうございます。ほかの御意見いかがでしょうか。長崎知事お願いします。

○山梨県知事

東京都の提案に大賛成であります。素晴らしい御提案をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。今、福田知事からお話がありました出力制御の面でも、この水素の製造装置というのは、十分に対応できて、今まさにその実証実験も行っているわけですので、もろもろの問題をこの水素の水電解によって解決する可能性が大いにあるかと思っております。ただ、最大の問題は、この水素の水電解装置自体の製造能力、ここがやはり今後、日本にとってボトルネックになりかねない状況だと思っております。外国においてはドイツのシーメンスが、かなり大規模な工場を作ってやるわけですが、日本においては一部企業が本当に手仕事でやるような世界ですので、まさに水電解装置の製造能力の増強は特に強調していただけるとありがたいなと思います。いずれにしても大賛成です。ありがとうございます。

○会長

どうもありがとうございました。基本的に皆さん賛同という方向でよろしいでしょうか。長野県としても脱炭素社会をしっかりと目指そうということで、いろいろ努力してはいますが、国全体でしっかりと進んでもらわないと、福田知事がおっしゃったように、なかなか地方だけの努力では限界があるので、しっかりと提案していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

ということで、では原案どおり了承ということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、3番目の「地方の活力強化に向けた人材への投資について」ということで、茨城県大井川知事からお願いいたします。

○茨城県知事

茨城県からは「地方の活力強化に向けた人材への投資について」ということで提案させていただきます。提案の背景として、非常に激動の時代、予測困難な「非連続の時代」の中で、やはり人への投資ということが経済社会の停滞や産業の新陳代謝の遅れなどを打破する唯一の方法ではないかと考えております。活力のある地方を実現するためには、全体最適のための円滑な労働移動で社会全体の生産性を高めると、こういう観点も是非考えに入れなければなりませんし、あるいは外国人をはじめ多様な人材が地方で活躍できる国際社会に開かれた地域社会、こういうものを築いていく必要があるのではないかと、これを人材の投資の面から提案をさせていただきたいと思っております。

はじめに、1の「成長産業・分野への円滑な労働移動の促進」でございますけれども、持続的な産業構造の変革を成し遂げて、最近、ドイツにGDPが抜かれたというニュースも出ていますけれども、人材の流動化も含めた総合的な政策をタブーなしに考え実施していく必要があるのではないかなと考えています。労働者一人一人のリスクリングで生産性を上げていくということに加えて、雇用制度の在り方についても労使双方の立場から議論を進めるなど、労働政策の見直しということも視野に入れた検討を要望するものであります。

2つ目として「外国人材の活躍促進」です。外国人材は、極めて今、地方にとっても重要な存在となっております。その存在なくして地方経済は回らないという状況まできているのではないかと考えております。一方では、世界的に人材獲得競争が激化しておりまして、賃金水準だけでは、も

う日本が勝ち残るのは難しいという状況になっております。そのため賃金だけではなく、外国人が日本でも安心して働ける環境の整備、これが重要になってきているのではないかなと思っておりまして、その外国人の中長期の滞在活躍が可能となるような制度変更を要望するものです。具体的には、例えば、特定技能2号の評価試験あるいは介護福祉士国家試験、そして看護師資格試験。すべて日本語の試験になっておりまして、日本語を前提にしておりますけれども、これを例えば、多言語表記などで配慮してもいいのではないかと考えております。外国人材の受け入れに伴い、一方で大事になってくるのが、子どもたちへの日本語教育です。日本語教育の教員配置なども含めて、まだまだ日本では体制が出遅れているのではないかと考えておりまして、幅広い年齢層に対する日本語学習機会の拡充というのを、これは国家レベルで考えるべきなのではないかなと考えています。

3番目に「地域社会における国際化の推進」ということをございます。得てして国際化というと日本が外へ出ていくということ、あるいは外国人に日本に来てもらうということだけを考えがちなんですが、日本人自身が国際化に向けた取組ということを考えていく時代になってきたのではないかなと思います。外国人とともに生きるには、我々自身が国際化に対応した、例えば英語によるコミュニケーション能力など、外国人を受け入れ、外国人が活躍できるような、そういう社会をつくっていく努力も必要なのではないかと。そのための企業内での英語のコミュニケーション促進や学校教育における指導体制の充実。こういうもので地域社会が、そもそも国際化できる取組。これを要望したいと思っております。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の御説明について御意見等あればお願いいたします。よろしいですか。

私、今、県内を回って、ずっと県民の皆さま方との対話集会と称して意見交換をしていますけれども、いろいろな分野で共通しているのが、この人材の問題だと思っています。そういう意味で、地域におけるあらゆる分野の人材をどう確保するかというのは非常に重要だと思いますし、特に、

この外国人材、大井川知事もおっしゃっていただいたように、今まではアジアの国から見ると日本は高い報酬がもらえて、いい国だなと思われていたのが、今や、だんだんその地位が低下しつつある中で、しっかり外国の人材を引きつけるためには、受入環境を強化すべきだというのは、私もまったく同じ思いでありますので、是非こうした提言を国にしっかり行っていきたいと思えます。

ほかの知事さんもよろしいでしょうか。特になければ原案どおり了承ということでお願いしたいと思えます。

(異議なし)

○会長

ありがとうございました。

続きまして、「4 文化財の保存活用への支援について」ということで、これは栃木県の福田知事から御説明をお願いいたします。

○栃木県知事

ありがとうございます。過疎化、少子高齢化が進行をしております、貴重な文化財の保存と後世への継承が危ぶまれる事態が生じております。近年、全国的に保存・活用が必要な文化財が増加していることに伴って、国庫補助事業の不採択、あるいは採択されたとしても希望額に満たない、こういった事例が発生しています。加えて、国庫補助の対象とされていないもの、具体的には、文化財所有者等による文化財活用の普及・促進を目的とした取組や文化財の適切な保護にかかる人材の確保など、文化財保護の体制面などで現在の制度では補助対象外となっているものがあります。こうした状況は計画的な保存・活用を進めていく上で大きな支障となっております。さらに、3年に及んだコロナ禍の影響で収入が減少した文化財所有者にとっては、修理などに要する費用を捻出する負担が一層大きくなってきております。国は令和4年度から新たに、国宝・重要文化財の修理につきまして、所有者がクラウドファンディング等を活用した場合に補助

率を加算する制度を導入しました。しかし、この制度の対象は建造物や美術工芸品に限定されておりまして、民俗芸能や伝統行事に用いる文化財や記念物は対象外となっています。

そこで、2点要望しようとするものでございます。1点目は、補助事業の不採択等が発生している現状に鑑みて、文化財の保存活用に関する施策に対しまして補助対象の拡充を求めるとともに必要な予算を確保し、支援の充実を図ろうとするものであります。2点目、国宝・重要文化財の修理につきまして、資金調達にクラウドファンディングを活用した場合の国庫補助の補助率加算制度の対象の拡充を要望するものでございます。文化財は、ひとたび失われますと二度と戻ることのない大切なものでございます。本県におきましても日光の二社一寺をはじめとして、地域で守り伝えられてきた有形・無形の文化財が国、県指定を合わせて約1300件あります。今を生きる私たちの責務、これは継承していくことにあります。是非皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。今の御提案につきまして、御意見等あればお願いいたします。よろしいですか。特に、皆さん賛同ということで異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。それでは原案どおりということで国に提案していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

続きまして、5番目「AYA世代のがん患者支援について」ということで、これは群馬県の津久井副知事から御説明をお願いいたします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。群馬県からは、思春期から30代までのいわゆる

AYA世代のがん患者支援について提案をさせていただきました。国におきましてはAYA世代のがん対策として、ライフステージに応じた療養環境支援や治療によっておきます外見の変化に関する患者への支援、アピアランスケアの充実を「がん対策推進基本計画」において盛り込んでいるところがございます。これに基づいて推進をしているというところがございます。しかしながら、40歳未満のがん患者につきましては、介護保険制度の対象外でありますため、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であります。また、就学、就労等の社会参加のための医療用ウィッグ購入費等のアピアランスケアへのニーズがある一方で、その費用のほとんどが公的保険等の対象にならないなどの、本人、御家族の負担が大きいということが課題でございます。AYA世代のがん患者にとりまして、アピアランスケアは、自分らしく過ごせるようになり、治療に前向きになったり、就労などの社会参加を後押しするうえで有用であると考えます。

そこで本県からは、AYA世代のがん患者支援といたしまして、介護保険サービスと同等の助成制度の創設、それからアピアランスケアに係る費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象とすること。この2点につきまして国の支援を強く要望させていただきたいと思っております。御賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の御説明について、御意見等があれば。では熊谷知事お願いいたします。

○千葉県知事

ありがとうございます。群馬県の提案に大いに賛成をいたします。

私ども千葉県でも今年度から、AYA世代のがん末期患者が住み慣れた場所で安心して療養生活を送れるように、在宅療養に係る介護サービス等の費用に対して助成制度を設けている市町村へ、県として補助する制度を開始いたしました。また、併せてアピアランスケア用品の購入費についても、同じく市町村に対して補助する制度をつくりまして、アピアランスケ

ア用品に関しては助成をする市が5から11に増加をいたしましたし、若年がん末期患者の在宅療養について助成を行う市も4から9に増加をいたしましたので、県の制度創設によって市町村での助成が広がっているなどという実感を持っております。

しかしながら、本来はどこに住んでいても同じような支援を受けられるというのが大前提だと思っておりますし、非常に今、全国的にも広がりつつありますので、国においては速やかに全国統一的な制度を創設すべきだと思っております、改めて賛同させていただきたいと思っております。

○会長

どうもありがとうございます。ほかに。では福田知事お願いいたします。

○栃木県知事

群馬県の提案、要望に賛同いたします。AYA世代の課題は群馬県から説明があったとおりでございます。また、県の市町村支援についても千葉県からもお話がありました。本県におきましても令和3年からAYA世代等のがん患者支援事業を実施しております、40歳未満のがん患者の介護サービス等の経費への助成を行う市町に補助しています。アピアランスケアにつきましても補助を実施しております。その他、妊孕性（にんようせい）温存療法への助成やピアサポーター養成などを実施しております。いずれにしても、このAYA世代へのがん患者支援の拡大をしていくためには国と連携した支援体制の拡充が何より必要でございますので、群馬県の提案に賛同いたします。強く求めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

どうもありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

長野県もアピアランスケアに対する助成を市町村に対する補助金のかたちで行わせていただいておりますが、がん相談支援センターに対する相談件数の約6パーセントが、3年間の相談件数がトータル約3000人の方の

相談が、アピアランスケアに関する相談というかたちになっていますので、非常に重要な課題だと私も思いますので、是非、私ども長野県としても賛同して、しっかり推進していくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、これにつきましては、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。ありがとうございます。それでは、原案どおり国への要望をさせていただきたいと思ひます。

続きまして6番目「看護職員の確保・定着に向けた支援について」ということで、これは埼玉県大野知事から御説明をお願いいたします。

○埼玉県知事

会長ありがとうございます。配付をされました資料を御覧いただきたいと思ひます。

従来から看護職員の確保・定着につきましては、看護師等の養成所への補助、潜在看護職員の復職支援といった支援が各都道府県で実施をされてきてまいりましたが、賃金面における支援は不十分ではないかと思ひます。下段の表にあるとおり、令和4年度からは国庫補助金を財源として、対象となる医療機関に「看護職員等処遇改善事業補助金」が各都道府県から交付されたほか、10月からは診療報酬において補助金に準じた条件で加算される「看護職員処遇改善評価料」が新設されたことから、一定の役割を担う保険医療機関の看護職員には処遇改善が図られましたが、この補助金及び評価料の対象は、コロナ感染症に関わる医療など、一定の保険医療機関に限られ、そこに勤務する看護職員の処遇改善に限られています。このため、現行の制度は、看護職員の賃金の底上げにはつながっていません。

2枚目を御覧ください。また、令和4年賃金構造基本統計調査によりま

すと、看護師の所定内給与については、大卒の全職種の平均と比較しても毎月約4万円下回っています。年齢別でも20代では全職種の平均を上回っているものの、30～34歳で逆転し、それ以降最大で毎月13万円を下回り、キャリアを経ても賃金が伸びない状況であります。20代で上回っている理由は、夜間勤務の手当による増加分が大きいと考えられますので、基本的な処遇面では対処は進んでいないと思っています。

資料の3枚目を御覧ください。患者の生命、健康を管理する重要な責務を担う看護職員の賃金が平均的賃金水準を下回っているということは、現在就業している看護職員の離職理由につながり、結果として安心、安全が阻害されることになりかねません。令和7年度までに、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となり、今後看護職員へのニーズが高まる中で、適切な賃金の引き上げが図られることが今後の看護職員の確保、定着には不可欠と思います。

については、一部の保険医療機関のみを対象とするのではなく、診療報酬において全ての看護職員を対象に、賃金の引き上げの誘導を図るなど実効性のある対策を講じることを要望したいと思います。なお、改善例でありますけれども、現行の制度である、看護職員処遇改善評価料について、抜本的な見直しを求めるものとなっております。私からの説明は以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の**大野知事**の御説明について御意見等があればお願いいたします。では、**津久井副知事**、お願いします。

○群馬県副知事

ありがとうございます。**埼玉県**の意見に賛同させていただきたいと思っております。本県で処遇改善事業の対象となっている病院は、病院全体の3分の1程度に過ぎなかったという事実と、それから対象看護職員も3割強しかいなかったという事実もございます。全体の底上げを図るためにも賛同をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

私どもも賛同したいと思います。今、賃金全体を引き上げていかなければいけない方向性の中、いわゆる診療報酬とか介護報酬とか、国の公定価格に引っ張られている職種の皆さんの処遇改善というのは、かなり国全体でしっかり議論していただかなければいけない課題だと思いますので、私ども長野県としても、この看護職員の賃金の引上げの方向は大いに賛同するところであります。よろしくお願いいたします。

このテーマにつきましては、それでは皆さん御異議なしということでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。それでは、原案どおりとさせていただきます、国に要望していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは7番目「災害時における死者の氏名等の公表について」ということで、千葉県熊谷知事から御説明をお願いいたします。

○千葉県知事

千葉県でございます。先月、台風第13号の接近に伴い線状降水帯が発生するなど、千葉県において、(全壊・半壊合わせて)200棟以上の住宅被害が発生するなど、大変大きな被害が発生いたしました。茨城県のほうでも多くの被害があったというふうに聞いております。本当に毎年のように様々な異常気象に伴う災害が発生をしておりますが、今後、こうした災害により死者が発生する場合に備え、取扱いの差異による混乱が生じないように、私どもからは、災害時における死者の氏名等の公表について、国による見解やルールづくりを要望することを提案したいと考えております。

災害時における「安否不明者」の氏名等の公表については、令和5年3月に内閣府による「防災分野における個人情報に関する指針」において、「安否不明者」に関しては具体的な国の見解が示されたところです。一方で、「死者」の氏名等の公表については、当該指針において取り扱わないこととされており、国の見解は依然として示されておられません。災害の発生及びその被害は一団体の行政区域内に留まるとは限りませんので、広域的な災害が発生した場合に各地方公共団体による氏名等の公表の取扱いの差異が関係機関に混乱を招く可能性があります。そこで、「死者」の氏名等の公表の取扱いについても、「安否不明者」の氏名等の公表と同様に、各地方公共団体の自主的な判断に委ねるのではなく、全国統一的なルールに基づき運用されることが望ましいものと考えます。

このような状況を踏まえ、私ども千葉県からは、災害時における「死者」の氏名等の公表について、国による見解を示すこと、併せて、国による全国統一的なルールづくりを検討することについて、国に要望することを提案いたします。千葉県からは以上です。

○会長

どうもありがとうございました。今の御提案につきまして、御意見があればお願いいたします。黒岩知事お願いします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。千葉県の提案に賛成したいと思います。このテーマについては全国の都道府県に共通する話題でありまして、私が委員長を務めております全国知事会の危機管理・防災特別委員会でも本年3月に国が安否不明者についての指針を策定したことを受けて、死者についても考え方を示すように国に求めてまいりました。本年7月には防災大臣への要望活動の中で、この件についても私たちから直接要望を行ったところでありまして、千葉県の提案は全国知事会の要望の趣旨に沿うものでありまして賛同したいと思っております。

本県では令和2年3月に地域防災計画を改訂しまして、全国に先駆けて

「安否不明者」「死者」とともに原則公表としてまいりました。3月の国の指針も踏まえて改めて市町村や警察と調整し、5月に運用ルールを定めたところであります。具体的には「安否不明者」については市町村による住民基本台帳の閲覧制限の確認を経て氏名等を公表すること。「死者」については原則公表。ただし、遺族から公表に強い反対の意向がある場合は、非公表を検討というものでありまして、このルールにのっとり今まで実際に氏名公表を行ってまいりましたが、まったく問題が今起きていないというのが現状であります。

この問題について私自身が、例えば、国に対してどういう言い方をしているかという、これはまず起きた物事をそのまま伝えるという、これは報道の自由といいますかね。これがやはり優先されるべきであろうと実は私は考えております。もともと報道の出身でもありましたので、そういう思いは強いのでありますけれども、つまりこれは氏名を出さない、何を出さない。いろいろな条件を掛けてくると、究極に言えば匿名報道というか、いつどこで誰がどうしたのか分からないような、その場所を特定すると人が特定されるかもしれないとか、いろいろなことが出てきますので、これは究極にいくと匿名報道となると何がどこで、何がどう起きているかが分からなくなってしまうという、そういう社会ってよくないんじゃないのかなということでありまして。ですから我々が言っているのは、もう起きたことは原則的に公表するものだということを皆さんに御理解いただくということですね。よくこれに、例えば家族の同意が必要だという意見がよく出てまいりますけれども、私自身がジャーナリスト時代に経験したことでありますけれども、家族って誰のことを言っているんだということなんですよね。例えば亡くなったという方がいて、その周りの家族の皆さんに公表していいですかって、いいですって言った後に、親戚のおじさんのような方が後から出てきて、何でそんなことをやっているんだということと話がこじれるなんていうことも実はありまして、家族の同意を得るといのは、一見何かもっともらしいんですけれども、実はそう簡単ではないということであります。ですから、もう起きたことは報道すると。ただ、それを実際に報道するかどうかは逆に言うと報道機関がその責任を持つ

ということですね。我々行政としては起きたことはそのまま報道機関に情報を流すと。それを報道するかどうかの判断は報道機関がするといったこと。これがやはり私はふさわしいと思っております、神奈川県はもう実際にそれをやっているわけですが、先ほど申し上げたように、そのことにおいての問題は起きていないということを改めてお伝えしたいと思います。これは千葉県の御提案のとおり、しっかりと国に対して「死者」についても考え方を示すこと。これを改めて求めていきたいと思っております。以上です。

○会長

どうもありがとうございました。黒岩知事からメディアのお立場の御経験も踏まえた御発言ありがとうございます。

ほかの知事の皆さんいかがでしょうか。特になければ異存なしということで原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。では原案どおりということで、国にしっかり要望していきたいと思えます。

続きまして8番目「子ども・子育て政策のDXの推進について」ということで、神奈川県黒岩知事から御説明をお願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。本県からは「子ども・子育て政策のDXの推進について」提案させていただきたいと思えますが、お手元の神奈川県資料を御覧いただきたいと思います。

まず1、提案の背景であります、令和4年の調査によりますと、出生数は初めて80万人を割りまして、合計特殊出生率の過去最低の1.26を記録するなど少子化問題は深刻化しております。国、各地方自治体においても

少子化対策を強化し、様々な取組を行っているところでありますけれども、こうした取組が最大限の効果を発揮するためには、子育て当事者にとって最も利用しやすいかたちで情報発信を行うことが重要であります。そこで、いわゆるデジタルネイティブである現在の子育て世代のためにも、子ども・子育て政策のDXを推進することが不可欠であると考えております。

次に2、現状と課題を御覧いただきたいと思います。子育て当事者のアンケートによりますと、いつ・どこで何の手続をすべきか分からず戸惑ったという声やネットでいろいろな情報が出ていて、何が正しいのか分からない、子育て支援をやっている場所がいまいち分かりにくい、などの不安の声がありました。このアンケート結果からも分かりますとおり、必要な情報に素早く簡単にアクセスできる環境が整っていないことが子育て世代の負担や不安となっていると思います。

次に裏面の3、「こどもまんなか社会」の実現に向けてを御覧いただきたいと思います。こうした子育て世代の不安を解消するためには、DXによって誰もが安心して子育てをできる「こどもまんなか社会」を目指していかなければならないと考えます。具体的には、出産や子育てにかかるすべての行政手続がオンラインで完結し、子育て家庭が信頼できる情報に素早く簡単にアクセスできる体制を整備する必要があると思います。そのためには、行政手続のデジタル化を全国統一的に進めるとともに、国の主導の下に情報データを活用したプッシュ型・伴走型支援に転換していく必要があると思います。一方、各地方自治体においても、子育て当事者のニーズに寄り添ったプッシュ型の情報提供を行うなど地域の実情にあったデジタル施策の展開を推進しております。

現在、本県におきましてもLINEを活用して子育て家庭のニーズに寄り添った情報提供を行う「子育てパーソナルサポート」の開始を予定しております。今後は、このアプリ一つで市町村の窓口に行かずとも様々な申請や相談を行うことができるように市町村と協力して行政手続のデジタル化を進めていきます。しかし現状では、こうした地方の子ども・子育て支援のDXの推進に対する財政支援がメニュー化されておられません。こうした課題を解決し、「こどもまんなか社会」を実現するためには国と地方

が一体となって子ども政策のDXを推進していく必要があると考えます。

そこで、4の提案内容を御覧いただきたいと思います。「1 妊娠・出産・子育てに係る行政手続のデジタル化を進め、子育て家庭の負担を軽減させるとともに、情報・データを活用したプッシュ型・伴走型の情報発信・支援を充実させる「こども政策DX」を国が主導して推進すること」。「2 地方自治体の子ども・子育て政策のDX推進に向けた取組への財政支援についても、早期に検討すること」。以上、関東地方知事会として国に対し要望することについて御賛同いただきたいと思います。私からは以上です。

○会長

どうも黒岩知事ありがとうございました。今の御提案につきまして、御意見等があればお願いいたします。よろしいですか。特に。

長野県もDXの推進について、長野県77市町村と、市町村の数が多いものですから、昨日も県と市町村の協議の場なるところで、DX人材の確保を含めて、どうやってDXを進めるかという話をしたんですけれども、まさに、この神奈川県御提案にあるように、個々の市町村で取り組むというよりは、むしろ県全体で取り組んでくれという御意見がありましたし、まさにもっと規模の利益を考えれば国全体でしっかりとしたシステムを作っていくことが効率的であり、国民の利便性を上げることにつながると私も思いますので、そういう意味で、この御提案の趣旨。前段は国が主導して推進すること、そして地方の財政支援も、しっかり行くと。この両面から大賛成でございます。

ほかの皆さま方よろしいでしょうか。特になければ、原案どおりということでしたら承いただければと思います。

(異議なし)

○会長

ありがとうございました。

続きまして、9番目「安心して子どもを妊娠・出産できる環境整備に

に向けた自営業者等の育児休業取得等について」ということで、山梨県長崎知事から御説明をお願いいたします。

○山梨県知事

山梨県からは、「安心して子どもを妊娠・出産できる環境整備に向けた自営業者等の育児休業取得あるいは収入保障等について」提案をいたします。少子化の原因ですが、経済的基盤への不安あるいは仕事と子育ての両立の困難さ、さらには、教育あるいは子育ての費用負担、子育ての孤立感あるいは負担感なども多岐にわたって、かつ複合的であろうかと思えます。その中で、少子化対策の根本というものは、若い世代が将来に明るい展望を持って、希望する誰もが安心して結婚し、子どもを生み、育てることができる、そういう環境づくりだろうと思えます。そのためには、誰もが安心して生活や仕事ができるように選択肢を拡大すること。そして、結婚・出産を諦めることのないよう制約を除去することが必要であろうと思えます。これまで、国・地方ともに取り組んでいる様々な少子化対策のさらなる推進に加えまして、この選択肢の拡大や制約除去をするべく、少子化対策を講ずべき対象を漏れなく取り込むといった踏み込んだ対応が必要ではないかと思えます。統計によりますと、自営業者、フリーランス、非正規雇用者は国内に2600万人以上。これは従業者の4割とのことであります。特に、妊娠、出産、育児が集中する25歳～39歳におきましては、430万人以上となっております。現状、フリーランスを含めました自営業者や雇用保険の被保険者資格がない、あるいは雇用保険の受給要件を満たさない非正規雇用労働者は、制度上、育児休業取得や育児休業給付金支給などの対象外となっております。再度統計によりますと、このフリーランスを含めた自営業者や非正規雇用者は、正規雇用者に比べて収入が低くなる傾向にもございます。あわせまして、フリーランスなどは収入の不安定さ。非正規雇用者は雇用の不安定さ。さらにはフリーランス、非正規雇用者ともに正規雇用者に比べて収入増加につながるスキルアップあるいはキャリアアップのための教育訓練機会が乏しいといった課題がございます。さらに加えまして、出産、育児に伴う休業時の公的な支援が不十分であること

から産前産後や育児のための休業への不安を抱えている現状がございます。

このような背景から、経済的な不安から出産、子育てへの準備ができない場合には、その希望に反して出産を躊躇することにつながる懸念があると考えられます。価値観やライフスタイルが多様化し、雇用形態を選択できる現代におきまして、希望する誰もが安心して結婚、出産、子育てができるようセイフティーネットは多様な働き方に対して公平であるべきであり、働き方の違いにより、受けられる出産・育児の支援に差がある状態というものは解消しなければならないと考えます。このため国に対しまして、自営業者、フリーランス、非正規雇用者においても正規雇用者と同様の育児休業の取得や収入の保障がなされるように要望するべきだと考える次第であります。以上です。

○会長

どうも長崎知事ありがとうございました。今の御説明につきまして、御意見等があればお願いいたします。よろしいですか。では大井川知事お願いいたします。

○茨城県知事

長崎知事の提案に賛成するものでございます。本当に今の出生数を見ても日本国としては非常に危機的な状況であるわけで、少子化対策には、もう今までのタブーをすべて捨て去って対応するということが絶対に必要ではないかと私も考えておりますし、フリーランスや非常勤の方々の不安定な状況を見ると、やはりなかなか出産に踏み切れないという現実をバックアップしているような制度になってしまっているということは、おっしゃるとおりだと思います。それで、正規雇用の地方公務員も育児休業を取ると減収になりますよね。育児休業期間は給与を支給しないということになっているので、給与相当の減収補填をすると、それは育児休業法違反になるという話を僕は聞いたことがあるのですが、それもいかなものかなと。これだけ少子化問題が騒がれているので、例えば男性に育休を取って

もらおうとか、そういう動きを各自治体でも盛んになってきていると思うんですけども、最大のそこのネックというのは、やはり減収になってしまふところなんですけど、6割くらいしか補填されないはずなんですよ。給与が減らないように補填しようとする法律違反だというふうになっていまして。そのへんも含めて国全体として、我々も含めてなんですけど、育児に対する考え方を変えないと、出生率はおろか出生数の反転は当分望めないのかなというような気がしますので、この山梨県の意見に大変共感するものでございます。以上です。

○会長

ありがとうございました。ほかに御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

私もまさに少子化、人口減少の問題が日本全体の課題になっている中で、働くということと子どもを産み育てることをどう極力両立できるようにしていくかというのは一番重要なテーマだと思いますので、私どもとしても提案の趣旨に大賛成でございます。

ほか特に御意見がなければ原案どおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○会長

はい。大変ありがとうございます。では原案どおり国に要望していきたいと思います。

それでは10番目「防災・防疫対策等の推進について」ということで、静岡県川勝知事から御説明をお願いいたします。

○静岡県知事

どうも会長ありがとうございます。静岡県からは一貫いたしまして、地震、風水害対策などの防災対策と新型コロナウイルス感染症をはじめとす

る防疫対策について提案をいたしてまいりましたが、今回長くて、42ページ～57ページということで長いものでありますけれども、今回の提案内容のうち新たに追加した主なものを御説明させていただきます。

45ページを御覧ください。まず、「地震・風水害対策等の推進について」のうち、2の(10)国の地震被害想定改定等における、各都県ごとの地震対策の進捗や評価の反映についてであります。現在、国では南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定に向けて被害想定の見直しを行われています。静岡県では、これまで本県独自の取組であるレベル1を上回る高さの静岡モデル防潮堤の整備あるいは津波避難施設の早急な確保、住民の高い早期避難意識の定着など、ハードとソフトを組み合わせた地震、津波対策を推進してきました。南海トラフに関しましては関東地方知事会、必ずしも関係されていないかもしれませんが、国の想定では30万人以上の方たちが犠牲になるということだったわけです。静岡県だけで10万人以上ということだったんですが、静岡県は、この10年間で8万人くらいの方たちが助かる、そのような防災対策を講じてきたわけでございます。しかしながら、まだ静岡県では10万人くらい死ぬのではないかというような、そういう国の数字がそのまま独り歩きしているということがございまして、こうした各都府県の地震、津波対策の進捗を踏まえた減災効果について、今後改定される国の地震被害想定に反映されるように強く求めるものであります。

次に53ページを御覧ください。「11 盛土対策の強化」についてであります。危険な盛土に対する安全対策等として今後も行政代執行を実施せざるを得ないことから継続的に財政支援を講じるように求めるものです。本年5月26日には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」いわゆる「盛土規制法」が施行されました。本法の立法趣旨は、「危険な盛土を全国一律の基準により包括的に規制する」というものであります。すでに運用指針等も示されておりますけれども、都道府県等に委ねられている部分や曖昧な部分も多いために隣接県等におきまして、規制に強弱が生じる恐れがあります。こうしたことから盛土規制法の立法趣旨を損なわないように、改めて統一的な運用指針等を示すことを求めるものであります。

最後でございますが、55ページを御覧ください。「防疫対策等の推進について」のうち2の(3)ワクチン接種の取組の強化についてであります。新型コロナワクチン接種後の健康被害につきましては、国の救済制度に係る審査のさらなる迅速化を図るとともに、国による専用相談窓口の設置や遷延する症状に係る調査研究及び各医療機関で活用可能な治療ガイドライン等の策定が必要です。国におかれては、新たに発足した内閣感染症危機管理統括庁を筆頭に、前例のない中で取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策を教訓として、平時から、次の感染症危機に備えるための取組を進めていただけるように要望するものであります。以上であります。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の川勝知事の御提案につきまして御意見等があればお願いいたします。大井川知事お願いします。

○茨城県知事

川勝知事の提案に賛成するものでございます。先ほど熊谷知事からもお話がありましたけれども、千葉県と茨城県あと福島県なんかも、この前、先ほどの線状降水帯及び台風の被害で水害被害を受けたばかりなんですけれども、ここに、もし可能だったら盛り込めたらいいなと思っているんですが、この経験として、激甚指定の基準がそれぞれ違って、農業とか中小企業とかそれぞれ違うわけですけれども、特に中小企業の激甚指定の基準がものすごく厳しくなっていると、かつ激甚指定にできないと支援策も非常に限られてしまって、東日本台風のときは、もうちょっと制度がよかったんですけど、結構縮小されているみたいで、そのへんについても拡充を要望したいなと思っておりますので、もしそういうことが盛り込めるのであれば、意見をあとで提出させていただきたいなと思います。

○会長

それは追加、修文ということですか。

○茨城県知事

追加で。たぶん被災者再建支援の項目に中小企業について一項目、ちょっと入れていただけるかどうかというような。もし可能であればですね。

○会長

今のことについて、川勝知事いかがですか。

○静岡県知事

激甚指定につきましては、今、大井川知事の言われたとおりの問題でございますので、これを加筆して修文することに、異存はまったくありません。

○会長

ではまた後ほど文章については考えていきたいと思えます。

○茨城県知事

後ほど。よろしく申し上げます。

○会長

私どもも東日本台風災害で大変大きな被害を受けましたけれども、激甚災害に指定されることによって、いろいろ手厚い支援を受けましたが、災害の状況によってだいたい国の支援の在り方も変わってくるので、今お話があったように一定程度我々が想定できるようなルールをしっかりと定めていただくことも必要だと思えますので、後ほど追加の文書については、静岡県それから茨城県に相談をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。黒岩知事お願いします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。静岡県の提案に賛成する立場から、私のほうか

らは「火山噴火対策の充実・強化」について一言申し上げたいと思います。63名の尊い命を奪った御嶽山の噴火から先月27日で9年が経過して、様々な報道を目にする中で、火山対策の重要性を再認識した方は多いと思います。噴火の可能性のある活火山の中でも富士山は、ひとたび噴火すれば住民の生活や産業活動に深刻な影響をもたらして、その範囲は関東一円の広範囲に及ぶことが想定されるため富士山火山対策というものは、この関東地方知事会としても重要な課題の一つと考えております。降灰対策をはじめ国が主導して富士山を含めた火山対策を推進することを求める静岡県の提案に大いに賛同したいと思います。

また火山対策を推進するため本県と山梨県、静岡県。この3県で構成します協議会では、本年3月に富士山火山避難基本計画を改定したところがあります。計画の改定を受けまして、本県では新たに溶岩流の影響を受けることとなった神奈川県7市町の住民の広域避難の考え方や手順を取りまとめた「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定いたしました。この指針では、噴火発生時に溶岩流から円滑に避難ができるように関係市町や団体と検討を重ねておりまして、今後はその指針に基づく訓練も実施していく考えであります。

また今年度本県は、関東ブロックDMAT訓練の幹事県でありまして、地震に加えて富士山火山の噴火が複合的に発生する事態を想定しまして、関東ブロック1都6県の100を超えるチームが連携し、傷病者の救助を行う訓練を予定しております。万が一の富士山火山の噴火への対策は、本県と山梨県と静岡県の3県を中心に関東一円の広域に関わる課題であることから国に積極的な対応を求めることに加えまして、広域的に連携した対処も重要であると考えます。引き続き、連携、協力をよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

富士山の噴火対策も非常に重要だと思いますし、ちょうど、この軽井沢は浅間山の山麓にありますので、浅間山の対策も群馬県と連携して、さら

に強化していかなければいけないと思っています。黒岩知事からも御嶽山の噴火災害にも言及いただきましたが、本当に御嶽山の噴火災害以降、長野県としても火山防災対策の強化、努力をしてきましたが、まだまだ十分なレベルに達するには、いろいろな工夫や努力が必要だと思っています。何よりも観測研究体制をもっともっと強化していってもらわなければいけないと思いますし、また、長野県は御嶽山火山マイスター制度を作りましたが、やはり地域の皆さんが火山のことについて、一定の知識を常に持っていただくということも合わせて必要だと思っています。引き続き、これは関東地方知事会としても、この火山対策は非常に重要なテーマだと思いますので、各県と連携しながら、いろいろな取組を進めさせていただければと思っています。

ほかに御意見ございますか。なければ原案どおりということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。それでは原案どおり、国に提言、要望していきたいと思っています。

それでは最後11番目、本県からの提案でございます。「個別最適な学びの実現について」ということでございます。まさに今日、軽井沢風越学園を御視察いただきましたけれども、一人一人の子どもの個性や能力にあった教育を是非実現をしていきたいというふうに思っております。そういう中で、国において取組を是非お願いしていきたいという項目がいくつかございます。今までの教育は画一・一斉型の教育でありましたけれども、これからは、もっと個別最適な学びへと転換をさせていく必要があると思っております。

5点、提案項目にさせていただいておりますが、まず1点目「教職員配置に係る地方の裁量拡大等」ということで、教員の今、加配ということが認められておりますけれども、加配の区分が非常に細かくなっております

ので、学校の実態に応じた加配がなかなか行いづらいという実情があります。また、学級数が規定の数を下回っている小規模校においては、基礎定数上、教員の配置が十分行うことができないということで、特に長野県でも小規模学校を抱えている市町村からは、専科教員の配置等ができないと。あるいは市町村が自分の単費で教員を確保したりということで、非常に工夫をしながら対応をしていただいておりますけれども、こうした点については、まず国にしっかり対応をしていただかなければいけないと思っています。

そういう意味で、まず地方の裁量で加配教員を柔軟に配置できるように、この加配の区分を見直してもらいたいということ。それから小規模校においても専科教員を配置できるように、教職員定数の算定方法についても、より充実する方向で改定をしてもらいたいと思っています。また教員の皆さんが、本来の児童生徒への指導あるいは教材研究に注力していただくことができるように業務支援員等の専門スタッフを全校に配置できるように財政支援をさらに充実をしてもらいたいと思っています。

それから2点目でありますけれども、様々な課題を抱える子どもたちが増えてきている中で、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーの十分な配置について必要な財源をしっかりと確保してもらいたいということでございます。

それから3点目ではありますが、遠隔教育の推進ということで、今、遠隔教育特例校制度というものがございます。これは個別に文部科学大臣が指定した場合に可能というかたちになっているわけでありましてけれども、非常に、この指定申請等の手続あるいは実施報告が煩雑だというふうに考えております。これからの時代は、もはや遠隔教育は、基本的に柔軟に行えるようにしていくということが必要だと考えておりますので、少なくとも都道府県教育委員会レベルでの判断で遠隔教育を実施できるようにしてもらいたいということ。それから遠隔教育を進めていく上での人的支援、財政支援の充実ということを求めていきたいと思っています。

それから4番目が「義務教育段階における通信制学校の設置について」ということで、現在、義務教育学校においては通信制の学校の設置が認め

られていません。しかしながら不登校の子どもたちあるいは自宅や自室から出られないような子どもたちの可能性を広げる上では、通信制の小学校、中学校、義務教育学校。こうしたものの設置を認めてもらうことが必要だと思っております。

最後5番目であります、「不登校児童生徒等の多様な学びの機会確保のための経済的支援について」ということで、学校に行かない、行けない子どもたちの数、全国的に増加をしてきているわけでありましてけれども、その一方で、フリースクール等学校以外の居場所、学びの場に行く子どもたちも多くなっています。しかしながら、長野県の場合を見てもフリースクール等は非常に財政基盤が脆弱であります。教育機会確保法が制定されたときの衆参両院の附帯決議では、不登校生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援の在り方の検討、必要な財政上の措置を講ずるよう求められているわけでありまして、こうした検討が十分に進んでいないという状況にあると思っております。こういうことを踏まえまして、是非、この不登校児童生徒が学ぶ場、居場所、こうしたところに対する経済的支援の在り方を国において早急に検討していただきたいと思っております。

ちなみに長野県としては、国の検討を待てないということで、フリースクールの認証制度を独自に作って、来年度から一定程度必要な支援を行っていく方向で現在検討しているところでございますが、これは日本全体の共通する課題でありますので、是非、国においてしっかりとした検討をしていただきたいと思っております。

私の説明は以上でございますが、これにつきまして御意見があればお願いいたします。では、熊谷知事、大野知事の順番でお願いします。

○千葉県知事

ありがとうございます。長野県の提案に大いに賛成いたします。

私どももフリースクールに関しては、今年4月に「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」というのを都道府県で初めて制定、施行して、今、不登校児童生徒約1万人とその保護者、それからフリース

クール等の民間団体に実態調査を行っておりまして、県としてどういう支援ができるかというのを検討しているわけでありますが、これも国の明確な方針や財政的支援が重要だと考えております。

それから提案に賛成する上で、1番の「教職員配置に係る地方の裁量拡大等」について、千葉県として1点、追記をお願いできればと考えております。

少人数学級については、小学校において35人に法改正で引き下げられて令和7年度まで段階的に実施をされてきております。この教職員の配置について、少人数学級を進めていくということは、当然重要なわけでありますがけれども、地域の実情であったり、学校の実態に応じて、専科指導であったり少人数指導など多様な指導方法を学校が選択できることが大変重要だと考えております。例えば、学校の中には、3クラスから35人を超えて4クラスに分けるときに、その中の担任に新規採用教員ですとか、経験が浅い教員がいた場合は3クラスから4クラスにして、1クラスの人数を減らすよりは3クラスのままにして、経験豊かな教員を補助として加配をするほうが実は最適なケースというのも多々ありまして、そういった意味では少人数に必ずしもするということではなく、学校や地域の実情に応じて対応することが重要だと考えています。

また、全国的に教員不足が課題となっている中で、1学級当たりの人数の上限が引き下げられたことで、教員の必要数が増えて、専科教員等の加配教員の配置も難しい状況が生じております。そこで、1学級当たりの人数を上限ではなく、目安として捉えて、地域や学校の実情に応じて、35人を上回る学級編制を選択可能とすることで、その状況に応じて専科や少人数指導に充てることができ、それが質の向上に最終的にはつながってくると考えておりますので、更なる少人数学級の推進、この原文のところに並列して、状況に応じた学級編制の選択が可能になるような趣旨の文言を追記していただければ大変ありがたいと思います。以上です。

○会長

どうもありがとうございます。大野知事の御発言の前に、今の熊谷知事

の御提案につきまして、御意見ございますでしょうか。

単純に、少人数学級ということではなくて地域の実情に応じて教員の数を有効に使えるようにという御趣旨だと思いますが、そうした方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。特になければ私ども、提案した長野県としても方向性は賛成でありますので、具体的な文言については、また別途調整させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大野知事、すみません。お待たせしました。お願いいたします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。長野県の提案に賛成の立場からコメントをさせていただきます。

御指摘のとおり地方の裁量により加配職員を柔軟に配置すること、あるいは教員業務支援に対する財政支援、これは我々としても極めて重要な課題だと考えており、賛成をさせていただきたいと思っています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在の補助金の基礎となる配置規模では学校が必要と考える配置日数、勤務時間に比して不足することが想定されており、十分な配置が実質上困難であります。また国の補助率も3分の1に留まっており、地方自治体の負担が大きくなっているために長野県の提案に賛成であります。

それからちょっと飛びますけれども、義務教育段階における通信制学校の設置、これについても有意義だと思っておりますし、また最後の経済的支援、フリースクールのところにつきましては、熊谷知事からもありましたけれども、国では政府が速やかに必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものという教育機会確保法の附則にもかかわら

ず、結論が出ていないという状況であり、県といたしましても、速やかな検討を政府に要望しているところでもあり、長野県の提案に賛成でございます。

最後に、ちょっと戻りますけれども、先ほどの「中学校等における遠隔教育の推進について」は、先ほど熊谷知事がおっしゃったことのデジタル版かもしれませんが、私どももアンケートを取りますと、倫理それからプログラミング、それから外国語、この授業が、非常に準備が大変で先生方が専念できないという話があります。そうだとすると、例えば遠隔授業でスーパーティーチャーというんでしょうか、一人の先生がお話をして、そしてそこにいるチューターの先生が各教室でフォローアップするとか、そういった柔軟な人たちでのやり方をデジタルでやると、これは多分相当効果が、私どもあると考えておりまして、各都道府県で地域の実情に応じた教育を遠隔教育等を活用して推進することについては大いに賛成でございますので、是非よろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございます。今最後に出ましたお話も、長野県も今、「信州学び円卓会議」ということで教育の在り方を県全体で考えると同時に、高校についても特色ある県立高校づくり懇談会ということで議論していますが、その中でもまさに同じような御意見が出ていまして、今まで各学校の先生が同じことを同じように授業をやっていたけど、オンラインでつないで、授業が非常にうまい先生方が一方的な画一的な授業はそこでやって、ほかの先生方はアシスタントとかサポート、個別の子どもたちにしっかり対応するように変えていくといったようなことも、これからのデジタル化社会においては必要ではないかという御意見も出ていますので、そうしたことも含めて長野県も取り組まなければいけないと思っています。そういう意味で遠隔教育の推進のところが、まだまだ文科省的には例外的な取り扱いになってしまっていることを、もう少し原則として、そういうことも可能にしてもらおうようにしていく必要があると思っていますので、是非そこは、また引き続き一緒に取り組ませていただければと

思います。よろしくお願ひいたします。

大井川知事お願ひします。

○茨城県知事

一言。まさに、そのスーパーティーチャーを使ってデジタル、ネット越しに非常に面白い、興味を引く授業をしてもらって現場にサポートの先生がいるというのは、すでに私が前職でいたドワンゴでN高等学校というのをやっていたんですけれども、そういうところは実際に実践していますし、同じようなやり方を茨城県でも取り組もうとしていまして、そうすると、スペシャリストで授業をめっちゃくちゃ上手にできる先生としっかりと現場でフォローする先生とに分業もできるというやり方で、そういうことも実際にもう取組も始まっていますし、我々の教育の現場もそういう方向も含めて多様な学びを実現しないといけないと思っていますので、是非この提言も、しっかりと国に届けていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。N校もまたいろいろと我々も学ばせていただきたいと思いますし、またそういうかたちで授業の在り方を変えていくことが今課題になっています。先生方の働き方改革にも、しっかりつなぐと私は思っていますので、是非また教えていただきながら一緒に進めたいと思います。ありがとうございます。

では川勝知事お願ひいたします。

○静岡県知事

御礼かたがた阿部会長に申し上げたいんですけれども、今日の午前中の軽井沢風越学園は、楽天の副社長まで務められた本城さんが私費を投じてつくられて、3歳から15歳まで自由に学んでいると。あの自由さには本当に仰天しました。同時に、そこで教えている先生方は、すべて教員免許を持っていると。そういう教員免許を持っている方が従来のやり方に疑問を感じて、新しいことに挑戦してみたいということで来られていると。し

たがって、しっかりとした教育理念を持っている方が運営しているわけですね。しかも児童数が、この間まで 100 人台だったのが 200 人台に増えて、今回保護者の方々も昼ご飯の準備をされているなど。この一人一人の個性に応じたかたちで教育をしていくということの極端なというと、ちょっと言い方が良くないですけど、そういう事例が成功裏に行われているところを見まして、そういう意味で先ほどの少人数ということがございましたけれども、これは、実は静岡県が日本で最初に小学校 1 年生～中学校 3 年生まで 35 人学級を全部実現したんですよ。当初は 25 人以上でないといけないと言っていたんですけど、40 人しかいないところだと 2 つ作れないんですね。ですから下限も撤廃したわけです。しかしながら、それで十分かという結局先生の数が足りないので、我々は思い切って加配をして、先生の数は十分にするようにしたんですけども、そういう人数の問題ではなくて、文字どおり、ああいう DX も活用しながらも、今そういうお話もございましたけれども、一方で実際に体を動かして、先生がそこに付き添って子どもの自由をとことん尊重して自発性を重んじながら教育することに成功していると。目下のところですね。そして、卒業生が全員それぞれ海外に行ったり、俺は仕事をするんだと言って信念を持って進んだり、こういう事例を見せていただいたことは大変啓発されまして、御礼かたがた今回の教育に関わる御提案に全面的に賛成するとともに、改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○会長

どうも大変ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。では黒岩知事お願いいたします。

○神奈川県知事

長野県の提案に賛成をいたします。その上で、神奈川県この当事者目線ということはずっと拘っているんですね。そういうことからすると、この教育というのは子ども目線の教育というのは大事だなという認識でいますけど、まさに個別最適な学びの実現というのは、まさにそれと軌を一に

するものと思っております。まさに今日、軽井沢風越学園を見せていただいても、まさに子ども目線の教育が行われているんだなということを感じて、今の法律の枠内でもあんなことができるんだと、大変私も勉強になりました。ありがとうございました。

その上で、是非ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、フリースクールですね。これがやっぱり子ども目線に至ったかたちであるからこそ成立もして、これがある種なくてはならない存在にもなってきているという状況ですね。これに対して様々な支援の在り方について国に求めるというのは、まさにそのとおりだと思うんですけれども、さっき知事がおっしゃった中でフリースクールの認定ということをおっしゃいましたか。

○会長

認証制度を作るという。

○神奈川県知事

フリースクールの認定ですか。

○会長

はい。

○神奈川県知事

これは、ちょっと私も勉強したいと思うんですけれども、どういったイメージでしょうか。フリースクールを認定するというのは。このフリースクールは、ちょっと認定できないなというフリースクールというの、やっぱりあるんでしょうかね。認定できるところとできないところがあるのか、そのあたりの実態はどうなんでしょうか。

○会長

そうですね。ちょっと今は制度設計中ではありますがけれども、そもそも私どもとしては認証すること自体が目的というよりは、認証することによ

って財政的な支援を行っていこうと。そのために、子どもたちの居場所、いろいろな居場所がありますけれども、もちろんそうした居場所を全然否定するわけではありませんけれども、一定程度、税金を投入してでも、しっかり支援すべきものとして、どういう場を選定するかということで認証していこうと思っています。そういう意味では、今議論してきていただいていますけれども、当初は学校に行かない、行けない子どもたちでありますので、やはり一定程度学びの場であるということ。学びというか教育が行われているということが必要ではないかと思っていましたが、ただそれだけだとどうしても狭くなりすぎるので、居場所的な機能も持っているところも含めて対象にしてはどうかということで今議論しているところでもありますので、ちょっとまだ成案は取りまとまっていませんけれども、県としてサポートしていこうとしているものを認証していこうという考え方です。そこの認証に該当しなかったところの存在を決して否定するというものではなくて、今までほとんど公的支援がなされていなかったところに一定程度公的支援を入れていく上での必要な認証を行っていこうと、そういう感覚であります。

○茨城県知事

ちなみに、うちは認証なしのところにもフリースクール支援しています。

○会長

それは、どういうものですか

○茨城県知事

もう単純にフリースクールに補助金を出しているというだけですけど、認定制度はなしに。

○会長

なるほど。

○神奈川県知事

私、24年くらい前にキャスター時代に、アメリカのあるフリースクールを取材したことがあったんですけども、当時まだフリースクールなんていうのは、まだ日本で知られていないときでしたけれども、究極のフリースクールというか、これがスクールと言っていいものかどうなのかというか。普通の民間のお家に年齢制限も何もなしに人が集まってくるんですね。そこで好きなことをやっていると。それで、ずっとテレビゲームをやっている子がいるんですね。それはそれでよしとしているんですね。先生もいないんですね。大人はいるんですけど、先生と呼ばないんですね。ずっとやっている子を大人に聞いたら、テレビゲームをずっとやっていて、延々とやり続ける子はいないというんですね。やっているうちに、ハッと気が付いて、急に飽きて急に、ある事例なんですけども、裁判のことが気になり始めたと言って裁判の判例というのを読み始めた。ネットで見れて判例が面白いと言って、判例をずっと読むようになってきてという。その延長線上に、僕は弁護士になりたいと言い始めて、先生、弁護士になるためにはどうしたらいいの、と言ったら、それはこの学校に行かなければ駄目なんだよ。と言ったら、その学校に行くためにはどうしたらいいのと言ったら、こうやってやるんだよと言って、そこからガーンと勉強を始めたと言うんですね。つまり、そのフリースクールの理念というのは、人が何とかしなさいと言ってやるのではなくて、自分がその気にならないと駄目だということ。その気になるための環境を作っているのが我々の仕事なんだということで、すごいもんだなど。そこから実際出て成功を修めている卒業生はいっぱいいるんですけどもね。そういう、ずっとお家の中でテレビゲームをやっている子をほったらかしにしているというところもフリースクールですって名乗っていて、それは認証制度のときには認証されないのか、されるのかみたいな個別の話になると結構、認証制度って難しいのかなって、ちょっと思うんですけど、いかがでしょうか。

○会長

そうですね。難しいと思います。そういう意味では、例えば活動内容で

あったり、週にどれくらい活動しているかとか、財政的な支援をする上では一定程度の線引きをしていかなければいけないというのが、今我々が考えている考え方でありますので、子どもたちがいる場所であればなんでもというかたちには結果的にはなっていないと思いますが、逆に大井川知事のところは、どういうかたちで支援されているのか、もし教えていただければ。

○茨城県知事

詳細は私も把握はしていないところもあるんですけども、もともと存在しているフリースクールを指導要領上、出席扱いと認められる通所者がいること、週3日以上及び学校と同様の時間帯を開設すること、経済的な事情の世帯であることというところに、運営費補助や授業料補助をやっているということですけども、今の補助金要項ですと、令和4年度には、県内に開設されている41のフリースクールのうち10施設に対して補助しています。

○会長

はい、ありがとうございます。今うちで検討しているのは、2種類認証の対象にしようと思っていまして、一つは、居場所中心型。それからもう一つは学び中心型と。義務教育段階の不登校児童生徒が利用しているということを原則にしますが、高校生の子たちもいますので、義務教育以外の子どもたちがいてもいいですよ。それから学びのほうについては、スタッフの一人以上が教員免許等を有しているといったようなこととか、あるいは開所日数も週1日以上とか週3日以上とか、一定程度そういう開所している日数とか、そういうところで、これは財政支援の対象とすることを前提として一定の線引きをさせていただこうかと。あと在籍校との連携があるとか、そういうところをまずはしっかり支援をしていきたいと思っています。もし御関心があれば、我々の検討状況をまた共有させていただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

ということで、ちょっと時間がだいぶ押してきましたので、今の個別最

適な学びにつきましては、熊谷知事からの御提案の点について修文をした上で、その他は原案どおりということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。

それでは、各都道府県からの御提案については以上とさせていただきます。

次の協議事項の（２）に移りたいと思います。「地方公務員法制研究会 国への提案・要望について」ということでございます。この「地方公務員法制研究会」は、本年春の知事会議で長崎知事から御提案をいただき設置されて以降、山梨県を中心に、地方公務員法制の在り方について御議論をいただいていたところであります。座長であります山梨県から同部会の研究結果を御報告いただくとともに、お取りまとめいただいております国への提案について御説明をお願いしたいと思います。長崎知事お願いいたします。

○山梨県知事

それでは、「地方公務員法制研究会」の提案について、御説明したいと思います。まず初めに背景的なものとしたしまして、現在の地方行政は、もう御案内のとおり釈迦に説法ですが、これまでの行政の枠を超えた政策課題に対応する必要が出てきております。他方で、子育て家庭の多くが共働きであるという状況ですとか、あるいは人口減少、さらには価値観の変化によります多様な働き方を求めるという社会変化もみられます。加えて、定年延長あるいは社会がジョブ型雇用に移行する中で、行政サービスの質を向上させ、時代の変化に対応した組織マネジメントを行うことが重要となっております。このため、外部人材が地方公共団体で活躍し、また地方公務員が地域で活躍できるなど、多様な人材の確保・育成ですとか、あるいは子育てがしやすい環境づくりといった柔軟な働き方ができる

環境を整える必要があります。このため、「地方公務員法制研究部会」におきまして、専門的知識を持った外部人材の確保や副業・兼業がしやすい環境づくり、子育てと仕事の両立支援など、これからの時代の地方公務員法制の在り方について検討を進めてきた次第でございます。その研究部会の報告書につきましては、お手元の資料のとおりです。この報告書ですが、「多様な人材の確保・育成」「柔軟な働き方への対応」の2つの観点から、構成都県が地方公務員法制の諸課題を出し合って一定の方向性が出た課題、対応策をまとめたものでございます。

それでは、国への提案に関してですが、この研究部会の報告書を踏まえまして3点、国へ提案したいと考えております。

1つ目は、専門的知識・経験を有する者の確保であります。DXなど専門的知識、経験を有する者につきましては、外部から任期付職員とした人材を確保しているところですが、優秀な職員であっても任期終了後に改めて任期付職員として任用することや短時間の任用というものは、法的に認められておらず、優位な人材を確保しにくい状況にございます。このため法改正などを求めるものです。

2つ目、副業・兼業がしやすい環境づくりであります。ジョブ型雇用の進展によりまして副業を可能とする働き方の増加が見込まれる中、地方公共団体でも兼業についての独自の様々な取組が現に進められております。今般、人事院勧告を受けて、国において兼業の在り方に関する検討を行うとされておりますが、すでに行っている地方公共団体独自の取組を後退させることがないよう配慮を求めるものであります。

3つ目は、子育てと仕事の両立支援です。生産年齢人口の減少によりまして、仕事と子育ての両立に向けた社会づくりが不可欠となっておりますが、地方公務員の子育てに係る部分休業は、子どもが小学校に就学するまでしか認められておりません。これが、いわゆる「小1の壁」の一因ともなっております。このため小学校就学以降の子も部分休業の対象とするよう、法律の改正などを求めるものであります。以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。ただ今の長崎知事の御発言につきまして、御意見等があればお願いします。では大野知事お願いします。

○埼玉県知事

賛成なんですけれども、ちょっと1点。実は、先週くらいだったと思いますけれども、国と話をさせていただいてテレワーク等の手当の件で、まさにこちらに手当の話がありますけれども、自宅在勤手当の支給に関して国が制度を示してきました。ところが3カ月前に計画を立てて、そして、いわゆる交通費と相殺するかたちにしないとできない。ただ他方でテレワークって必ずしもそういうものでは、我々ないと思っていますし、趣旨とは若干違うところがあると思っています、まさに、これは手当の柔軟なところがありましたけれども、他方で国とあまりかけ離れてしまうと認められないという話も出てきておりました、本来3カ月前に全部計画を立てて、月に11日以上であれば、この手当も払えるという、非常に無理がある、国が示してきていますので、現状に合った体制を組めるようなかたちで適切に手当の支給ができるようになるといいと思っています。先ほど(報告書)の3番のところに手当がありましたけれども、御検討いただければと思います。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

私からも一言だけ。長崎知事には非常に重要かつ難しい課題を整理いただきましてありがとうございます。私も昔、自治省の公務員部というところで公務員制度をやっていましたが、非常に使い勝手が悪い制度になっているところがあるなと私も感じています。公務員制度をやっていた立場で申し上げると、例えば法律を作るときに今の地方公務員法の国家公務員準拠であったり、それから法制局とやり取りをするときは、憲法の公務員の全体の奉仕者制というところとの、かなり調整というか、制度的な議論が必要になってしまっているということと、それから特に給与、処遇面につ

いては、今はどうかたちか分からないところもありますけれども、かつては、やはり国と地方の財政問題の観点で、かつラスパイレス指数が高いから地方は余裕があるんじゃないか、みたいな話になっていましたので、そういうことを考えると、なかなか柔軟な地方公務員制度になっていなかったと思っています。ただ、これから未来に向けては、より優位な人材を我々も確保していかなければいけないので、そういう意味では、公務員制度自体の在り方、根源的に申し上げれば国家公務員準拠みたいなことも含めて、これから見直しの検討を求めていくことも必要になってきているんじゃないかなと思っています。

今回の提案の方向性については大賛成でございますので、よろしく願いいたします。特に御意見がなければ以上とさせていただきます、原案どおり国へ要望するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

はい。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、協議事項(3)の「防災・農林部会 国への提案・要望について」ということで、この「防災・農林部会」につきましては、小池知事から御提案いただいて設置をし、東京都を中心に御議論いただいてきたところでございます。座長であります東京都から取組の進捗状況、成果を御報告いただくとともに国への提案について御説明をお願いしたいと思います。中村副知事お願いいたします。

○東京都副知事

東京都が座長を務めております「防災・農林部会」について活動成果などについて御報告をさせていただきます。本部会では、防災分野4点、農林分野で9点の事項に取り組んでいるところでございます。お手元の資料「防災・農林部会における取組内容」を御覧いただければと存じます。

まず、防災分野の取組でございますが、防災訓練への職員相互派遣等を

通じたノウハウの共有でございます。東京都が東村山市と合同で実施しました避難所運営訓練、あるいは山梨県が実施いたしました地震と台風の複合災害を想定した図上訓練等におきまして、職員を相互派遣し、都県の境を越えてノウハウの共有を行っております。そういった中で、ドローンなどの防災DXや特殊車両を活用した救出、救助訓練など、取組を共有しているところでございます。

2点目といたしまして、関東大震災100年に係る相互連携でございます。今年は関東大震災から100年の節目。各都県で普及啓発など取組を共有しているところでございます。9月1日には、防災ワーキンググループによるメッセージを投稿、各都県によるメッセージの引用投稿など、SNSを活用した取組を実施してございます。

次に、農林分野の取組についてでございます。資料1ページをおめくりいただきまして、農林分野では3つの取組事項について、国への要望として実施していきたいと考えてございます。

1点目は、森林整備の地方負担の軽減でございます。我が国の森林は約4割が人工林でございます。その半数が本格的な利用期を迎えているところでございます。森林の循環利用や森林の防災機能の維持に向けて、再造林を加速させる必要がございます。このため、森林整備事業の地方負担に係る起債特例の見直しを要望いたしたいと考えます。

2点目は、民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進と、木塀の普及等についてでございます。展示商談会の開催支援など、国産木材の利用拡大に向けた取組の強化、民間非住宅建築物や公共施設建築物の木造化・木質化の推進、木塀の普及に向けた、民間事業者等への支援や試験研究・技術開発への支援について要望をいたします。

最後に、農業用施設用地等に係る相続税納税猶予制度の適用拡大についてでございます。農地や洪水防止や避難スペースといった多面的な防災上の機能、役割を担っているところでございます。都市農地が相続を契機に減少を続けている中で、相続税納税猶予制度において、農業経営に必要な集荷、出荷の施設や農機具の倉庫などへの適用を拡大すること、加えて、市街化調整区域にある市民農園にも適用対象を拡大することを要望いた

したいと考えます。その他の取組事項の検討状況につきましては、会議資料「防災・農林部会 報告事項」に記載してございますので、時間の関係もございますので、御確認をいただければと存じます。次回の会議に向けて引き続き検討を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私から以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。非常に、各分野にわたっての具体的な御検討をありがとうございます。この点につきまして、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。特になければ原案のとおり国への提案を行っていきたいと思いますので、御了承ください。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で提案・要望事項の協議につきましては終了とさせていただきます。途中で、何点か修文の意見がありましたので、それについては、また関係県と別途調整をさせていただきます。ただ今決定された提案・要望事項につきましては、政府、関係方面に対して、要望活動を行っていきたいと思いますので、各都県の皆さま方の御協力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、前回の春の会議で決議いたしました提案・要望事項の措置状況につきましては、お手元の資料4に取りまとめさせていただいておりますので、内容については後ほど御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、協議事項(4)でございますが、「令和6年度関東地方知事会歳入歳出予算(案)」について議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、お手元の資料5の2枚目を御覧ください。令和6年度の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ120万5千円となっております。内訳につきましては次のページ以降に記載してございますが、事務方での幹事会において協議させていただいておりますので、この場での詳細な説明は省略をさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ただ今、御説明申し上げた予算案につきまして、御意見等がございますでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは異議なしということで原案どおり承認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました協議事項につきましては、すべて終了とさせていただきます。

(5) その他

○会長

最後「その他」でございますが、まず、次回の会議の開催について御案内を申し上げたいと思います。次回の会議につきましては、来年5月23日に都道府県会館で開催を予定いたしております。また、申合せによりまして、来年度は東京都が会長県というかたちになりますので、東京都の中村副知事から一言御挨拶をお願いできればと思います。

○東京都副知事

それでは、小池都知事からの挨拶を代わりに御紹介させていただければ

と考えております。

阿部長野県知事、会長職としての御尽力誠にありがとうございました。来年度は東京都が会長を務めさせていただきます。激甚化する自然災害や国際競争の激化など各都県を取り巻く環境は厳しさを増しており、自治体間の枠を越えた連携の重要性が一層高まっているところでございます。引き続き、10の県と都で協力をしながら、この会議をさらに有意義な場としていきたいので、よろしくお願いいたします。

関連いたしまして、一つ、自治体間の連携の取組を御紹介させていただければと考えております。机上に資料を配付しているところでございますが、各地で今スタートアップのコミュニティが生まれております。これらをつなげていく場として東京都は、この11月に「Tokyo Innovation Base」というかたちで有楽町の駅前にプレオープンをするところでございます。この場所はスタートアップ支援の大きなプラットフォームへと育て上げ、日本そして世界にその輪を広げていきたいと考えております。ここに集まる国内外のスタートアップやベンチャーキャピタル、大企業、大学そして自治体がつながることでイノベーションを加速いたします。自治体が抱える地域の課題解決にスタートアップが参画することも期待できます。皆さま方と連携して世界に羽ばたくスタートアップを数多く生み出し、日本の持続可能な成長に結び付けていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

どうもありがとうございます。是非、また小池知事にもよろしくお伝えくださいませ。ありがとうございました。

○東京都副知事

はい。承知いたしました。ありがとうございます。

○会長

以上で議事は全部終わりましたが、この機会に何か御発言があれば、お

お願いしたいと思います。では、黒岩知事、福田知事の順番でお願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。先ほども、吉村知事のとくに申し上げたんですが、再来年度は大阪・関西万博、その2年後は横浜、神奈川で「GREEN×EXPO 2027」があります。是非、よろしく御協力をお願いしたいと思います。また、阿部知事が会長を務めていらっしゃいます「日本みどりのプロジェクト推進協議会」これも趣旨は同じでありますので、是非この協議会としても御協力いただきたいと思います。

○会長

はい。

○神奈川県知事

神奈川県も今、せつかく開催地でありますから出展に向けて準備をしているところでありますけれども、是非いろいろな自治体の皆さんも出展できますので、出展あるいは催事の参加について御検討いただきたいと思います。

また予定にはないんですけれども、最近話題のテーマにコメントをしておきたいと思っておりますけれども。

○会長

はい。お願いします。

○神奈川県知事

ライドシェアの問題であります。私も4月の選挙のときに回っている中で、やはりタクシー不足、悲鳴のようなものが聞こえてまいりまして、ライドシェアというのができないのかなと。私もアメリカでライドシェアを使ってみて、こんなに便利なものなのかということで、その利便性を感

じたわけでありませけれども、タクシー業界の反対も強いだらうなと思っ
て、なかなか踏み出せなかつたのですが、取りあえず検討してみようとい
うことで、県庁内で検討しておりました。その中で、タクシー業界と反発
するかたちではなくて、連携したかたちでやっていくということからスタ
ートするのはどうだろうか。タクシーが実際不足しているという。タ
クシーを呼んでも来ないというエリアがあると。それも時間帯によって、
そのエリアでその時間帯が来ないというんだつたら、その部分だけ補うよ
うなかたちというのはできないのかなというので「神奈川版ライドシェア
(案)」というのをまとめて、発表したところであります。そしてつい先
日、20日に、実はそういう提案をしたら三浦市が手を挙げて是非やりたい
と。三浦市の現状というのはタクシー会社が2社あるんですけれども、夜
の時間帯ではほとんどタクシーが捕まらないという不満、不平がいっぱい
あるという状況で。それがあつると、みんな飲みにも来なくなるというので、
どんどん街も余計に廃れていくということもあるので、是非やりたいとい
うことで手が挙がつたので、三浦市でまず実験的にやってみようというこ
とで、その協議会を20日に開催をいたしまして、そこには三浦市そしてタ
クシー会社2社、そして神奈川県 of タクシー協会、それから国土交通省、
こういったメンバーも入つていただきまして検討を始めて、どんなことが
課題であるのか、それからどうやつたら乗り越えられるのか、そういった
ことを検討始めたということでもありますので、うまくいつたらまた御報告
をしたいと思つます。ありがとうございます。

○会長

私どもも「神奈川版ライドシェア」を注目させていただいておりますの
で、是非また成果をシェアいただければと思つます。ありがとうございます。
す。

では福田知事お願いいたします。

○栃木県知事

ありがとうございます。来がけに日経新聞の大機小機が目にと留まつたの

ですが、地方創生、地方の活性化、これが残念ながら不発だと。表現は違うのですけれども、それは地方の首長の危機意識が足りないという内容です、簡単に言えば。その中には、我々知事も入っているのだと思いますが、今日の議事の中でもありましたけれども、公務員法についても法改正が必要だと。あるいは教員の配置についても地方の裁量の拡大が必要だと。国に様々求めていきながら、地方の独自の取組をし、かつ、活性化をさせると。そういうものの手足を縛っているのは、本を正せば法律で、自治体が小さくなればなるほど、その元凶というのですか、それは都市計画法であり、森林法であり、農地法だと。こういうふうにおっしゃる首長が多いです。

例えば、山梨県の長崎知事のところで知事会議を開催してもらったときにも言及しましたが、線引き区域の小、中、高等学校の廃校の利用についても、集客施設は駄目だと。マスタープランに位置付けて自治体として取り組めばできると。そんなことをやっていたら1年も2年もかかってしまうので、民間はやらないと。面倒くさいから、ということで逃げてしまう。もっともなんとかしなければならぬのは、市街化区域よりも調整区域。市街化区域も大変ですけれども空洞化で。調整区域のほうは高齢化が進んで人口が減って、新たなお客さんは来ないし、働く場もないと。こういう中であって、本来やるべき、やりたいことができないと。高度成長期には制限を強化して開発を抑制するというのはよかったかもしれませんが、今はもう人口減少で高齢化が進んで、地域の存続が危ぶまれている状況の中で、様々な手足を縛っていて、なおかつ首長の熱意が足りないとか、危機意識が足りないとか、こういうことを言われるのは不本意だと思いますので、是非関東地方知事会としても、さらには全国知事会としても、制度の運用あるいは法律そのものの改正について、一致団結して国に意見を申し上げていくべきだと、改正を求めていくべきだということをして是非共有してもらいたいと思います。以上です。

○会長

どうもありがとうございます。先日、全国知事会の国民運動本部、私が

本部長になりましたので、会議を開催した際に、国民運動本部として取り組んでいく方向性の一つに、この地方自治の意義というものをもっと広く国民各界、各層に広げていこうということも入れさせていただいていますし、また地方分権推進特別委員会と連携をして、我々都道府県がいろいろなやりたい業務の効率性あるいは効果的な業務執行を妨げているような国の制度については、見直しをもっとしっかり求めていかなければいけないんじゃないかということの提案もさせていただいています。またこのことについては、11月の全国知事会議でも御議論いただくかたちになると思いますし、私も福田知事がおっしゃっている問題意識、まったく同じ問題意識であります。国と地方の関係を改善しないと、さっきの教育も含めてですね、本当に国民が期待していることを実現できないことがたくさんあると思っていますので、今の御意見をしっかり踏まえて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○栃木県知事

お願いします。

○会長

お時間ではありますが、特になければ以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

(8) 閉会

○会長

はい。どうもありがとうございました。

大変長時間いろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。非常に有意義な意見交換になりましたし、予定の時間をちょっとオーバーしただけで終了させていただくことができました。議事進行に御協力をいただきまして大変ありがとうございます。

以上をもちまして、「令和5年度 第二回 関東地方知事会議」を閉会といたしたいと思えます。ありがとうございました。

(終了)